

令和7年11月17日

森林所有者の皆様へ

J-クレジット制度プロジェクト登録のお知らせ

音威子府村 経済課産業振興室

拝啓 時下ますますご清栄のことと心よりお慶び申し上げます。

この度、当村が所有する森林において、J-クレジット制度（森林管理プロジェクト）のプロジェクト登録を始めることとなりました。

プロジェクトに登録する森林は、当村が所有する森林ですが、J-クレジット制度のルールにより森林の管理を継続する旨を皆様にお知らせする必要があります、ご連絡をさせていただきます。

なお、このお知らせは皆様に周知し、不同意が無いことを確認することを目的とするもので、皆様に特別な作業やご負担をお願いするものではありませんのでご承知おきください。

J-クレジット制度とは

省エネ設備の導入や再エネの利用によるCO₂等の排出削減量や、適切な森林管理によるCO₂の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度で、経済産業省、環境省、農林水産省が運営しています。本制度により、環境と経済の両立を目指します。



本プロジェクト概要

プロジェクト代表実施者：音威子府村
プロジェクト対象地：音威子府村村有林全域 約 672ha
認証対象期間：令和 7(2025)年 4 月 1 日 ～
令和 15(2033)年 3 月 31 日（8 年間）

当村はプロジェクト登録にあたり、下記 J-クレジット制度ルールに従います

当村は、登録された森林管理プロジェクト（森林経営活動）のプロジェクト実施者として、認証対象期間中及び認証対象期間の終了日から 10 年を経過する日までの間、プロジェクト計画の登録をした範囲に係る毎年度の森林経営計画、同計画認定書、伐採届及び造林届を、翌年度 6 月 30 日までに制度管理者に提出します。

当村は、登録された森林管理プロジェクト（森林経営活動）のプロジェクト実施者として、認証対象期間中及び認証対象期間の終了日から 10 年を経過する日までの間、森林経営計画が継続されなかった場合には、当該プロジェクトから発行されていた全 J-クレジットと同量の補填を行う義務を負います。

当村は、森林経営計画に則り、主伐後の再生林を実施し、当該林分が標準伐期齢等に達するまでの期間は、継続してその成長を計画的に管理・観察を実施します。なお、当該林分については、標準伐期齢等に達するまでは新たなプロジェクト実施地に含めることはできません。

ご不明な点等ございましたら、お手数ですが下記対応窓口までお問い合わせください。

音威子府村 経済課 環境整備室（担当：佐藤）

電話：01656-5-3314 メール：naoki_satou@vill.otoineppu.hokkaido.jp